|  |  |
| --- | --- |
| **事業概要** | **令和４年度の取組状況** |
| **【経済的支援（就労支援を含む）】** | |
| **生活困窮者自立支援制度** ・府内福祉事務所設置自治体における任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援するため、以下の取組みを実施し、本事業を充実・強化  　①市町村連絡会議等を開催し、先進事例の紹介や意見交換等を実施  　②全43市町村を訪問し、事業の実施状況等に関する聞き取り、意見交換を実施  　③府内の自立相談支援機関相談員及び行政担当者も参画した研修企画プロジェクトチームを設置し、従事者研修の内容を充実  ・生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労支援を効果的かつ効率的に行うため、平成28年度から委託実施している「大阪府広域就労支援事業」を充実・強化  ・生活保護の実施機関の福祉事務所と密接に連携すること等を市町村連絡会議等の場を通じて府内各自治体に周知し、両制度の連携を推進 | ・府内福祉事務所設置自治体における努力義務・任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援するため、市町村連絡会議、相談支援員等従事者研修の開催や市町村訪問を実施した。  ①市町村の担当者向けに会議を１回開催。重層的支援体制に関する情報、他制度・他機関連携に係る事例の紹介等を行った。  ②ひきこもり支援市町村プラットフォーム未設置自治体を中心に17市町村を訪問し、８団体がプラットフォーム設置済であることを確認した。  ③研修企画ＰＴ会議を開催し、市町村の意見も踏まえて、主任相談支援員対象の研修を実施。また、相談支援員等従事者研修は、オンラインと集合研修を組み合わせて実施した。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | **市町村実施状況** | | **R３年度（実施率）** | **R４年度** | | 任意事業 | 就労準備支援事業 | １００％ | １００％ | | 家計改善支援事業 | ８９％ | ９４％ | | 一時生活支援事業 | １００％ | １００％ | | 子どもの学習・生活支援事業 | ８０％ | ８０％ | | ひきこもり支援市町村プラットフォーム | | ２６自治体 | ３４自治体 |     ・「大阪府広域就労支援事業」について、12自治体の参加により、引き続き広域連携による就労支援の推進を図った。  ・各通知を通じて府内各自治体に生活保護制度との連携について周知し、両制度の連携を推進した。 |
| **母子家庭等就業・自立支援センター事業** ・ひとり親家庭の親等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費の相談等の生活支援サービスを提供  ・ひとり親家庭の親等からの就業に関する相談等に応じる母子・父子自立支援員の知識や技能向上を図るための研修会を実施" | ・就業相談状況：相談者数 672人、就職者数89人　【R３年度：相談者数 712人、就職者数67人】  ・介護職員初任者研修やパソコン研修等を実施：受講者数 171人、就業者数148人　【R３年度：受講者数 193人、就業者数176人】  ・ひとり親家庭への支援施策や人権など基本的な内容から、面会交流・養育費など最近の社会情勢をテーマに取り入れた母子・父子自立支援員研修会を5回開催 |
| **養育費確保に向けた取組の推進**  ・当事者に対する養育費の取り決めを促すとともに、民間の保証会社と提携した支援制度を活用するなど、養育費の確保に関する取り組みを進める | ・国庫メニューを活用し、大阪府養育費の履行確保等支援事業（郡部(８町１村)の児童扶養手当受給者（同様の所得水津を含む）を対象とした、  公正証書等作成費用及び養育費保証契約における保証料の支援）を令和３年度９月より開始   |  |  |  | | --- | --- | --- | | **■大阪府養育費の履行確保等支援事業の実施状況** | | | | **令和３年度** | **令和4年度** | | ０件 | 1件 | |
| **ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の創設**  ・ひとり親家庭の親の就業促進に向けた社会的機運を高める取組として、ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度を創設 | ・ひとり親家庭の親の雇用や子育てをしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業（団体）を表彰する制度を新設し、表彰を実施した。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | **■大阪子育てハートフル企業顕彰制度の受賞企業数** | |  | |  | **R３年度** | **R4年度** | | 表彰区分（１） | 1団体 | 1団体 | | 表彰区分（２） | １団体 |  | |

資料５－４

**子どもの貧困対策に関する具体的取組の取組状況【概要版】**

|  |  |
| --- | --- |
| **事業概要** | **令和４年度の取組状況** |
| **【学びを支える環境づくり】** | |
| **スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化**  ＜いじめ虐待等対応支援体制構築事業＞  ・中学校生徒指導主事を中心とした中学校区での小中学校9年間の連続した支援体制を確立し、問題行動等の発生件数を減少させるため、課題の多い中学校に非常勤講師を配置、中学校生徒指導主事の負担を軽減  ・課題の多い小学校(98校)において、校長OB等を学校の状況に応じて配置し、支援人材、専門家を含めたチームを結成  ＜スクールソーシャルワーカー配置事業＞  ・市町村による主体的にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒に対する福祉的観点からの支援を行うとともに、福祉関係機関等とのネットワークを充実させるため、市町村教育委員会に補助金を交付。令和2年度に政令市・中核市を除く府内のすべての中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置が目標。  ・市町村におけるスクールソーシャルワーカーの確保に向け、定数措置を国に要望 | ＜いじめ虐待等対応支援体制構築事業＞  　→　R2年度より≪いじめ虐待等対応支援体制構築事業≫  ・課題の多い中学校74校に非常勤講師を配置し、中学校生徒指導主事の負担を軽減  ・課題の多い小学校(135校)に、教員OB等を配置し、支援人材・専門家を含めたチーム体制を構築  ・深刻な（深刻になる可能性のある）事案に対し、市町村の要請に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、緊急支援アドバイザー（校長OB）からなる緊急支援チームを派遣し、学校を支援。  　緊急支援チームの派遣件数　107回  ＜スクールソーシャルワーカー配置事業＞  府内全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置できるよう市町村を支援  スクールソーシャルワーカー連絡会5回  スクールソーシャルワーカー育成支援研修6回  【R３年度】  ・相談件数：延べ39,255  ・校内及び連携ケース会議へのスクールソーシャルワーカー  参加ケース数4,217件  スクールソーシャルワーカーミドルリーダー研修5回  スクールソーシャルワーカースーパーバイザー会議6回  《相談件数》  ・相談件数：延べ46,495件  ・校内及び連携ケース会議へのスクールソーシャルワーカー参加ケース数5,615件 |
| **スクールカウンセラー配置事業（市町村立小中学校）**  府内公立中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、併せて中学校区の小学校における教育相談を実施することにより、児童・生徒の心のケアや保護者等の悩み相談、教員への助言・援助等を行い、学校教育相談体制の一層の充実を図る。 | 府内全中学校285校にスクールカウンセラーを配置  スクールカウンセラー連絡協議会2回  スクールカウンセラーチーフ・スーパーバイザー会議4回  【R３年度】  ・のべ　129,744件（直接相談のみ）  ・内訳　児童生徒 24,561人、保護者　16,407人、  教職員　88,776人  スクールカウンセラー配置事業に関わる連絡会1回（2月実施）  《相談件数》  のべ　160,749件（直接相談のみ）  内訳　児童生徒 　34,140人　　　保護者　19,684人　　　教職員　106,925人 |
| **スクールカウンセラー配置事業（府立高校）**  ・府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、様々な悩みや不安を抱える子どもたちが安心して相談できる教育相談体制を構築  ・スクールカウンセラー連絡協議会議を２回設定し、スクールカウンセラー自身と教員の資質向上と校内相談体制を充実 | 全ての府立高校にエキスパート支援員（臨床心理士）を配置。また、障がい等により配慮が必要な生徒に対する支援の要望があった学校に学校生活支援員を配置している。 |
| **高校における生徒指導上の課題解決に向けた取組み**  ＜課題を抱える生徒フォローアップ事業費＞  ・貧困をはじめとする課題を抱える生徒が多く在籍する学校において、課題を早期発見し、福祉、医療等の社会資源へとつなげることで学校への定着を図り、中退者を減少させる。  ・生徒の抱える課題は様々であるため、学校のニーズに適切に応えるべく、居場所設置型（１４校）とスクールソーシャルワーカー集中配置型（４校）で取組む。 | 貧困をはじめとする課題を抱える生徒が多く在籍する学校において、居場所設置型とスクールソーシャルワーカー集中配置型を設け、生徒の課題を早期発見し、福祉、医療等の社会福祉資源へとつなげることで生徒の学校への定着を図り、中退者の減少に努めている。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **事業概要** | **令和４年度の取組状況** |
| **子どもの学習支援の場への学生等の参加の促進**  ・ボランティア活動を単位化している大学と連携協定を締結するなどにより、子ども食堂等での学習支援に、大学生が参加するなどの取組を推進 | 大阪教育大学と連携し、学生による子ども食堂での実習を実施  ・参加学生数：45名、子ども食堂数：16か所　【R３年度：参加学生数：43名、子ども食堂数：21か所】 |
| **【子ども・保護者の孤立防止】** | | |
| **食材の有効活用に向けたシステム構築**  ・民間企業から食材等の提供希望があった場合、市町村を通じて子ども食堂等に食材が提供できるシステムを構築 | ・企業から食材等の提供希望があったものについて、市町村を通じて希望調査を行い、子ども食堂に提供（子育て支援課）  　・1件（子ども家庭センター等へ除菌装置を寄贈）　【R3年度：0件】  ・未利用食品の有効活用の内容を含む、事業者向けセミナーの開催や市町村の防災備蓄食品の活用状況について食品ロス削減ワーキングチームで情報共有（流通対策室） |
| **面会交流の促進**  ・面会交流をスムーズ、かつ、継続的に行うことができるよう、その実態把握に努めるとともに、府立母子・父子福祉センターにおいて、適切な助言や情報提供等支援を行う相談体制の整備を進める  ・離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、面会交流や養育費の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するための親支援講座等の取組みを推進 | ・面会交流・養育費相談 :87件（うち面会交流に関する相談：43件）　【R３年度：115件（うち面会交流に関する相談：６９件）】  ・離婚前後親支援講座を実施　４回　　【R３年度：４回】 |
| **【オール大阪での取組】** | | |
| **子どもの貧困緊急対策事業費補助金**  ・市町村が地域の実情に応じて実施する「課題を有する子どもや保護者を発見し、支援へのつなぎや見守り等を行う取組」を支援 | ・28市町が補助金を活用し、子どもや保護者を支援につなぐ取組を実施（補助金交付額計：249,794千円）【R３年度：27市町　242,011千円】  ・補助金活用事業を含む市町村の取組みについて事例集を作成し、府ホームページにおいて公表 |
| **子ども輝く未来基金**  ・子どもの貧困対策に社会全体で取り組んでいくため、府民や企業等からの寄附の受け皿として基金を設置  ・基金を活用し、子どもの教育に関する事業、子どもの体験に関する事業、子どもの生活支援に関する事業を推進 | ・寄附受入額：66,512千円　【R３年度：36,321千円】  ・寄附を活用し、次の事業を実施  【子どもの教育に関する事業】  ◆子ども食堂等において活用する学習教材、文房具、知育玩具等の購入費用を補助  96件、5,124千円　【R３年度：77件、4,040千円】  【子どもの体験に関する事業】  ◆子ども食堂等や母子・父子福祉団体を対象に、文化芸術活動や自然・スポーツ活動等の参加に必要な経費を補助  　22件、1,999千円　　【R３年度：コロナの影響踏まえ実施せず】  【子どもの生活支援に関する事業】  ◆児童養護施設等の子どもにプリペイドカードを支給  　　53施設・1,616名、1,679千円　　　【R３年度：52施設・1,810人、1,882千円】  ◆児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の小学６年生を対象に自転車、電子辞書、スポーツ用品、音楽用品、美術用品等の物品を支給  　 　994件、27,359千円　　【R３年度：987件、27,195千円】 |

**◆その他事業（参考：貧困対策関連事業）**

|  |  |
| --- | --- |
| **事業概要** | **令和４年度の取組状況** |
| **子ども食堂における食の支援事業**  ・新型コロナウイルスの感染拡大及び物価高騰が続く中、活動を継続する子ども食堂を支援するため、食材を支援する事業を実施  （参考）府内の子ども食堂数・・・757か所（令和５年６月１日時点） | ○子ども食堂における食の支援事業（第一弾）  府内の子ども食堂を対象に、おこめ券(※1)及びお肉のギフト券(※2)を配付  　　（※1）全国米穀販売事業共済協同組合が発行する米の商品券  　　（※2）全国食肉事業協同組合連合会が発行する肉の商品券  　 【実績】　315か所（おこめ券236か所、お肉のギフト券294か所）  ○子ども食堂における食の支援事業（第二弾）  府内の子ども食堂を対象に、缶詰、レトルト食品等の食品セットを支給  　　　➢令和４年９月～令和５年３月まで毎月１回配付  　　　➢レトルトカレー、レトルトハンバーグ、レトルト丼、ツナ缶、フリーズドライ味噌汁、フルーツゼリー、醤油・ケチャップ・マヨネーズ等の調味料　など  　　　 　※９月は府が決定したセットを送付、10～3月は複数種類から子ども食堂が選択したセットを送付  【実績】　308か所  （参考）  【R５年度】  ○子ども食堂における食の支援事業  府内の子ども食堂を対象に、缶詰、レトルト食品等の食品セットを支給  　　　➢令和５年６月～令和６年３月まで毎月１回配付  　　　➢お米、レトルトカレー、レトルトハンバーグ、レトルト丼、ツナ缶、フリーズドライ味噌汁、フルーツゼリー、醤油・ケチャップ・マヨネーズ等の調味料　など  　　　　 ※R4年度のお米券を統合し、「精米」を追加  　　　 　※６月は府が決定したセットを送付、7～3月は複数種類から子ども食堂が選択したセットを送付  【実績】　412か所 |
| **面会交流支援事業**  ・概ね15歳未満である子どもとの面会交流を希望する別居親が子どもと定期的、継続的に交流することを支援 | 以下の支援事業を令和４年９月より実施  ○対象：府内（指定都市・中核市を除く）在住で、概ね15歳未満である子どもとの面会交流を希望する別居親又は同居親（要件あり）  ○内容：子どもと離れて暮らしている父母の一方が子どもと定期的、継続的に交流することを支援  　　　　　　※支援対象者として決定した場合、以下費用について無料で支援（最長１年間）  　　　　　　　（１）事前面談：5,500円／回  　　　　　　　（２）見守り型の面会交流支援：月１回２時間以内10,000円  　　　　　　　（３）受渡し型の面会交流支援：月１回8,000円 |